入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称(代表者名)及び住所

商号又は名称(代表者名)	桜田工業株式会社	(代表取締役	桜田	善保)
	法人番号 33800	00100793	7			
住所	福島県田村市滝根町瓜	は瀬字石	崎 2 4			

2. 措置期間

令和 7年 4月 27日 ~ 令和 7年 7月 26日 (3か月)

3. 事実概要

当該人が令和4年10月18日に契約した県中建設事務所発注「道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)」(第22-41320-0154号)において、令和6年3月25日の竣工検査に合格し、発注者に工事目的物を引き渡した。

その後、道路改良工事の受注者による確認測量したところ、A2橋台踏掛版用アンカーボルトの位置が誤っていることが判明し、設計位置にアンカーボルトを施工し直すこととなった。

このため、発注者により令和6年12月12日付けで福島県工事請負契約約款の契約不適合責任に基づき、修補を請求された。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の2(過失等による 粗雑工事)に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の2】

	措	置	要	件			ļ	期	間
(過失等による粗雑	江事)								
2 県発注工事等の 粗雑にしたと認めら が軽微であると認め	れると	き(過	失に』	こる場合	過失により 合でその!	り工事等を 契約不適合	1 か月じ	営をし 从上 1	た日から 2か月以

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課 福島県福島市杉妻町2-16 (電話)024-521-7899